

お 知 ら せ

2024年6月5日
東北電力株式会社

女川原子力発電所2号機における所内常設直流電源設備（3系統目）の 設置等に係る原子炉設置変更許可について

当社は、2023年7月4日に原子力規制委員会へ女川原子力発電所2号機における所内常設直流電源設備（3系統目）の設置^{※1}および固体廃棄物処理系固化装置^{※2}の固化材変更等^{※3}に係る「原子炉設置変更許可」申請を行い、2024年2月29日、4月10日に同申請に関する補正書を提出しておりました。

（2023年7月4日、2024年2月29日、4月10日お知らせ済み）

本申請の内容について、これまで原子力規制委員会による審査を受けてまいりましたが、本日、原子炉設置変更許可をいただきました。

今後、設備の詳細設計に係る「設計及び工事計画認可申請書」について、準備が整い次第、原子力規制委員会に提出することとしております。

当社といたしましては、今後とも、新規制基準への適合にとどまらず、原子力発電所のさらなる安全レベルの向上に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

以 上

- ※1 全交流電源を喪失した際に、重大事故等の対応に必要な設備に直流の電気の供給を行うための設備であり、更なる信頼性向上を目的に、現在設置済みである2系統の直流電源設備に加え、新たに原子炉建屋に設置するもの。新規制基準において、本体施設の設置等に関わる設計及び工事計画認可から5年以内（2026年12月22日まで）に設置することが求められている。
- ※2 放射性廃棄物である使用済樹脂等を、固化材を用いてドラム缶内に固化する装置。
- ※3 火災防護対策の観点から、原子炉建屋に設置している固体廃棄物処理系固化装置の固化材について、可燃性であるプラスチックから不燃性であるセメントに変更するもの。新規制基準適合性審査において、当該装置の固化材に、可燃性であるプラスチックを使用しないことを前提に火災防護対策の確認を受けている。

（別紙1）女川2号機における所内常設直流電源設備（3系統目）の設置（概要）

（別紙2）女川2号機における固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更（概要）